

令和4年度 大阪府「建設業法」研修会

◆ 目 的 ◆

令和4年度において、国土交通省と都道府県では、10月から12月を「建設業取引適正化推進期間」と定め、建設業取引の適正化を図るため、法令遵守に関する活動を行っています。

大阪府では、この期間の活動として、建設業者が自覚と責任をもち、義務付けられている行政庁への届出や建設工事の請負契約の締結及び施工等を適正に行っていただくなど、建設業法令遵守の推進を図ることを目的として、新型コロナウイルス感染拡大防止（3密回避）対策を講じた上で、標記の研修会を開催します。

※新型コロナウイルス感染拡大防止（3密回避）対策についてのお願いを受講申込書裏面に記載しています。受講にあたっては、対策へのご理解ご協力をお願い申し上げます。

1. 開催日時

A 令和4年11月8日（火）14:00～17:00

B 令和4年11月9日（水）14:00～17:00

※同じ研修内容となりますので、希望するいずれかにお申込みください。

2. 場 所

大阪府咲洲庁舎2階「咲洲ホール」（大阪市住之江区南港北1-14-16）

3. 研修内容（変更の可能性あり）

・「建設業法等の改正について」

（国土交通省近畿地方整備局建政部建設産業第一課）

・「建設業許可の要件及び届出事項について」

（大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室建築振興課）

・「建設業法令遵守について」

（大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室建築振興課）

・「建設業工事における労働災害防止対策」

（大阪労働局労働基準部安全課）

・「建設工事に伴う廃棄物処理の元請責任について」

（大阪府環境農林水産部循環型社会推進室産業廃棄物指導課）

4. 対 象 者

府内の建設業許可業者

5. 申込方法

受講を希望される場合は、当初、応募締め切り日を令和4年10月28日（金）までとしていましたが、

令和4年11月4日（金）まで延長します。

別紙「受講申込書」に必要事項を記入のうえ、下記「6. お問い合わせ先」までファクシミリ又は電子メールによりお申込みいただきますようお願いいたします。ただし、定員（各日100人）になり次第、応募の受付を終了させていただきます。（※研修会当日は、「受講申込書」の写しを受付に提出してください。）

なお、受講料は無料です。

6. お問い合わせ先

大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室建築振興課 建設指導グループ

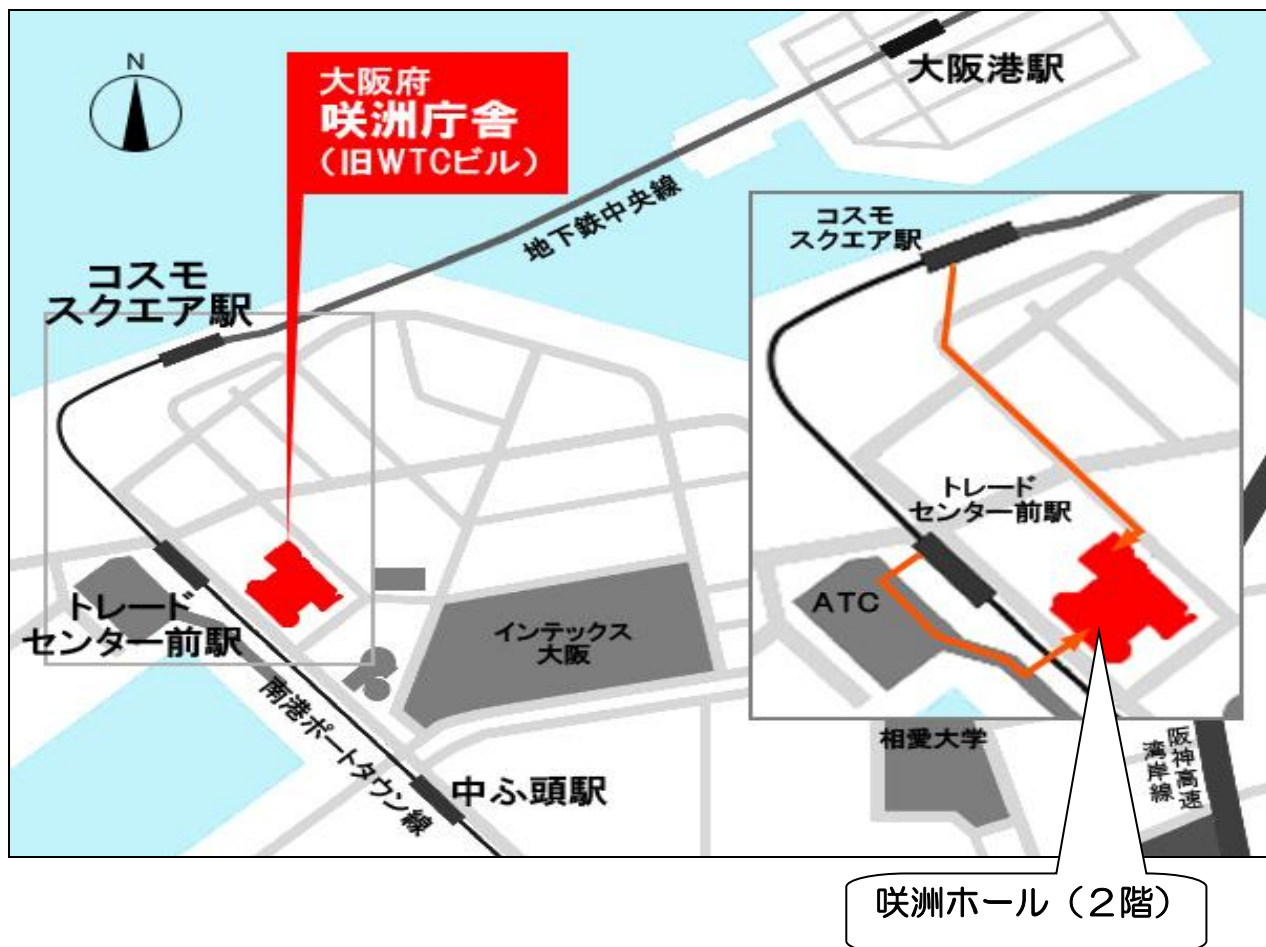
〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）1階

TEL 06-6210-9736 / FAX 06-6210-9731

E-mail kensetsushido@gbox.pref.osaka.lg.jp

令和4年度大阪府「建設業法研修会」 会場案内図

★ 大阪府咲洲庁舎2階 咲洲ホール （大阪市住之江区南港北一丁目14番16号）



★ 会場＜大阪府咲洲庁舎＞への交通案内

- ・地下鉄中央線「コスモスクエア」駅下車（南東へ徒歩約8分）
- ・ニュートラム南港ポートタウン線「トレードセンター前」駅下車（ATCビル直結(徒歩約7分)）

※大阪府では、周辺の交通渋滞の緩和や自動車排気ガスによる環境問題を踏まえ、公共交通機関のご利用をお願いしています。支障のない範囲で公共交通機関のご利用にご協力ください。

★ 問合せ先：大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室建築振興課 TEL06-6210-9736